

障がいがある方への 支援制度のお知らせ

特別障害者手当

20歳以上で精神（知的を含む）または身体に著しく重度の障がいがあるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給されます。

- ▶ 支給額／月額 2万6830円
- ▶ 問合せ／社会福祉課 障がい福祉係（西木庁舎） ☎（43）2288

障害児福祉手当

20歳未満で精神（知的を含む）または身体に重度の障がいがあり、日常生活が著しく制限され、常時介護を必要とするお子さんを対象に支給されます。

- ▶ 支給額／月額 1万4600円
- ▶ 問合せ／社会福祉課 障がい福祉係（西木庁舎） ☎（43）2288

特別児童扶養手当

20歳未満で精神（知的を含む）または身体に中度以上の障がいがあるお子さんを扶養している父、もしくは母、または養育者を対象として支給されます。

- ▶ 支給額／◎1級（重度障がい児）月額 5万1500円 ◎2級（中度障がい児）月額 3万4300円
- ▶ 問合せ／子育て推進課 家庭支援係（西木庁舎） ☎（43）2280



- 申請手続き／支給要件に該当すると思われる方は、所定の診断書等が必要な場合もありますので、問い合わせ先に確認のうえ、請求の手続きをしてください。認定を受けることにより、請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。
- ※これらの手当は身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、同程度の障がいがある方が対象となります。ただし、障がいのある方が施設などに入所している場合や、障がいがある理由として公的年金を受けることができる場合は対象になりません。
- 所得制限／請求者、同居の扶養義務者について所得制限がありますので、問い合わせ先に確認してください。

農地転用による農業振興地域 除外・編入申請受付のお知らせ

【問合せ】農山村活性化課 農業振興計画担当（西木庁舎） ☎（43）2206

- 農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途（住居、工場、資材置場、駐車場等）に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。
- 農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、除外の要件を満たしていることが必要となります。
- 除外要件／
 - ▶ 農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること
 - ▶ 除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと
 - ▶ 周辺の担い手等の農用地の利用の集積に支障がないこと
 - ▶ 土地改良施設（農道や水路等）に支障を及ぼさないこと
 - ▶ 土地改良事業を実施中の区域でないこと、実施済みの場合は完了後8年以上経過していること
- ※除外要件など詳しい内容については、お問い合わせください。
- 受付期間／10月3日（月）～31日（月）

都市計画道路見直しの 説明会を開催します

【問合せ】都市整備課（西木庁舎） ☎（43）2295

仙北市の都市計画道路は昭和30年代に計画決定されたものが多く、社会経済情勢の変化もあり、整備率は約80％にとどまっています。そこで

- ▶ **田沢湖地区**
 - ▶ 開催日時／10月11日（火）18時30分～
 - ▶ 開催場所／田沢湖総合開発センター2階 農林研修室
 - ▶ 対象路線／野中宮ノ前線、駅野中線
- ▶ **角館地区**
 - ▶ 開催日時／10月12日（水）18時30分～
 - ▶ 開催場所／市役所角館庁舎西側2階 第4会議室
 - ▶ 対象路線／中央線、大町通線

市営住宅の入居者を 募集します

【問合せ】都市整備課 住宅公園係（西木庁舎） ☎（43）2295

- 募集期間／10月1日（土）～17日（月）
- 募集住宅／
 - 【ニータウン塚野腰15（東築13年）】
 - ▶ 住所／西木町小洲野字西田124
 - ▶ 規格／3LDK
 - ▶ 階数／平屋2戸建
 - ▶ 月額家賃／2万9000円（所得額による）
 - ▶ 月額駐車料金／10200円
- ※月額家賃の3か月分の敷金の納付、連帯保証人が必要となります（抽選日から10日以内）。
- ※暖房器具は、湿気防止のため、屋外給排気式（FF式等）または電気ストーブを使用。
- ※申込は1世帯1戸限りです。
- 入居資格／次の①～⑤までの条件にすべてあてはまること
 - ① 現に同居し、または同居しようとする親族があること（婚姻の予約者を含む）
 - ② 入居希望者の月額所得合計が15万8000円以下。ただし、小学校就学前の子どもがいる世帯は25万9000円以下
 - ③ 現に住宅に困窮していることが明らかかな方
 - ④ 市税を滞納していない方
 - ⑤ 暴力団員でないこと
- ※単身入居の場合は条件がありますのでお問い合わせください（昭和31年4月）
- 添付書類／
 - ① 入居希望者全員の市税の滞納がないことを証明できるもの 各1通（学生は除く）
 - ② 入居希望者全員の平成28年度市県民税課税証明書 各1通（所得・控除・年税額の記載のあるもの）
 - ③ 入居希望者の世帯の住民票謄本1通（省路事項のないもの・婚姻予定者等は各1通）
 - ④ 生活保護受給者は、生活保護受給証明書 1通
 - ⑤ 単身入居者は、戸籍謄本 1通（単身であることが確認できるもの）
 - ⑥ その他特別な事由の書類
- 選考方法／応募者多数の場合、書類審査のうえ、公開抽選（申込によるくじ引き）を行います。
- ▶ 抽選日時／10月24日（月）14時
- ▶ 抽選場所／西木総合開発センター2階 農林研修室（西木庁舎）
- 入居時期／11月1日（火）～

安全・安心な雪下ろし を支援します

【問合せ】都市整備課（西木庁舎） ☎（43）2295

- 県では、雪下ろしの安全対策や負担軽減を目的とした住宅の改修工事を行う方に対して補助金を交付します。
- 対象者／
 - ▶ 65歳以上の方（平成29年3月31日までに65歳になる方を含む）
 - ▶ 身体障害者手帳の交付を受けている方
 - 右記いずれかの方と同居する方
 - 対象住宅／対象者が住居する1戸建て住宅
 - 対象工事／次の5万円以上の工事
 - 雪下ろし作業時の安全を確保する
- ための工事（命綱の固定金具の設置等）
- ▶ 屋根からの落雪を防止するための工事（雪止めの設置等）
 - ▶ 屋根に融雪装置を設置する工事
 - ▶ 消雪・融雪敷設工事（ロードヒーター等）
 - ※消雪・融雪敷設工事のみでの申請は対象としません。
 - ※屋根の形状変更は対象外です。
 - 補助率／対象工事費の2分の1（上限額10万円）
 - 申請期間／10月31日（月）まで
 - 申込先／都市整備課

住宅リフォーム促進事業の 申請期限は10月31日まで

【問合せ】都市整備課（西木庁舎） ☎（43）2295

住宅の増改築・リフォーム工事を一部補助する仙北市住宅リフォーム促進事業は、10月31日（月）で申請の受付が終了となります。申請漏れのないようご注意ください。

